

---

プロジェクト **IFRS S1 号に相当する基準の開発**

項目 **相互参照**

---

### 本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
2. 本資料は、日本版 S1 基準における**相互参照**に関する定めについて検討することを目的としている。

### 事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである。

日本版 S1 基準において、IFRS S1 号の定めを取り入れ、次のことを定める（ただし、下線部は IFRS S1 号に追加する。）（後述の第 20 項参照）。

- (1) 当委員会が公表するサステナビリティ開示基準で要求される情報は、法令においてそのようにすることが禁止されておらず、かつ、次のすべての条件を満たす場合、企業が公表した他の報告書との相互参照によりサステナビリティ関連財務開示に含めることができる。
  - ① 相互参照により含められる情報が、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準の定めに基づいている。
  - ② 相互参照により含められる情報が、サステナビリティ関連財務開示と同じ条件で同時に利用可能である。
  - ③ 完全な 1 組のサステナビリティ関連財務開示が、相互参照により情報を含めることによって理解が難しくならない。
- (2) 一般目的財務報告書を承認する機関又は個人は、相互参照により含められる情報について、直接含められる情報と同じ責任を負う。

- (3) 当委員会が公表するサステナビリティ開示基準で要求される情報が、相互参照によりサステナビリティ関連財務開示に含まれる場合、サステナビリティ関連財務開示において、当該情報が記載されている報告書を明瞭に識別し、当該報告書の入手方法を説明しなければならない。また、相互参照は、当該報告書の正確に特定された部分に対して行われなければならない。

## ISSB 基準の理解

4. IFRS S1 号では、一定の条件のもと、相互参照を行うことを認めている（和訳は事務局による仮訳）。

<p>63</p>	<p>Information required by an IFRS Sustainability Disclosure Standard may be included in sustainability-related financial disclosures by cross-reference to another report published by the entity. If an entity includes information by cross-reference, the entity shall apply the requirements in paragraphs B45–B47.</p> <p>「IFRS サステナビリティ開示基準」で要求される情報は、企業が公表した他の報告書との相互参照により、サステナビリティ関連財務開示に含まれる場合がある。企業が情報を相互参照により含める場合、B45 項から B47 項における要求事項を適用しなければならない。</p>
<p>B45</p>	<p>Information required by an IFRS Sustainability Disclosure Standard might be available in another report published by the entity. For example, the required information could be disclosed in the related financial statements. Material information can be included in an entity’s sustainability-related financial disclosures by cross-reference, provided that:</p> <p>(a) the cross-referenced information is available on the same terms and at the same time as the sustainability-related financial disclosures; and</p> <p>(b) the complete set of sustainability-related financial disclosures is not made less understandable by including information by cross-reference.</p> <p>「IFRS サステナビリティ開示基準」で要求される情報は、企業が公表した他の報告書において利用可能である場合がある。例えば、要求される情報が、関連する財務諸表において開示されている可能性がある。重要性がある情報は、次のすべてを条件にして、相互参照により企業のサステナビリティ関連財務開示に含めることができる。</p> <p>(a) 相互参照される情報が、サステナビリティ関連財務開示と同じ条件で同時に利用可能である。</p> <p>(b) 完全な 1 組のサステナビリティ関連財務開示が、相互参照により情報を含めることによって理解が難しくならない。</p>
<p>B46</p>	<p>Information included by cross-reference becomes part of the complete set of sustainability-related financial disclosures and shall comply with the requirements of IFRS Sustainability Disclosure Standards. For example, it needs to be relevant, representationally faithful, comparable, verifiable, timely and understandable. The body(s) or individual(s) that authorises the general purpose financial reports takes the same responsibility for the information included by cross-reference as it does for the information included directly.</p> <p>相互参照により含まれる情報は、完全な 1 組のサステナビリティ関連財務開示の一部となり、「IFRS サステナビリティ開示基準」の要求事項に準拠しなければならない。例えば、当該情報は、関連性があり、忠実な表現であり、比較可能で、検</p>

証可能で、適時で、理解可能であることが必要である。一般目的財務報告書を承認する機関又は個人は、相互参照により含まれる情報について、直接含まれる情報と同じ責任を負う。

B47 If information required by an IFRS Sustainability Disclosure Standard is included by cross-reference:

- (a) the sustainability-related financial disclosures shall clearly identify the report within which that information is located and explain how to access that report; and
- (b) the cross-reference shall be to a precisely specified part of that report.

「IFRS サステナビリティ開示基準」で要求される情報が、相互参照により含まれる場合、次のすべてを行わなければならない。

- (a) サステナビリティ関連財務開示において、当該情報が所在している報告書を明瞭に識別し、当該報告書へのアクセス方法を説明しなければならない。
- (b) 相互参照は、当該報告書の正確に特定された部分に対して行われなければならない。

## 公開草案に対する当委員会のコメント

5. 当委員会は、相互参照に関して次のコメントを行った。

- (1) サステナビリティ関連財務開示の理解可能性を高め、情報の利用可能性を向上させるためには、中核となる媒体が必要である。
- (2) 相互参照を行う場合、次の点について整理が必要である。
  - ① 参照先のどこまでがサステナビリティ関連財務開示の範囲に含まれるのかを明確に識別し、開示することを求めるべきである。
  - ② 「同じ条件で同時に利用可能である」について、明確化が必要である。
  - ③ どのような情報について相互参照により含めることを認め、どのような情報を参照元を含めるべきかについて、基準上明示すべきである。
- (3) 相互参照により含まれる情報については、その情報がどの時点（又はどの期間）の情報であるのか、その情報が記載されている報告書の公表時期（予定も含む。）はいつなのか、及び当該報告書の入手方法について、参照元において開示することが考えられる。
- (4) 参照元において記載した情報に更新があった場合には、参照先においても、その旨及びその内容を記載することが考えられる。

6. 前項に記載した当委員会のコメントのうち、前項(2)①の参照先のどこまでが範囲に含まれるのかを明示すべきとのコメントについては、IFRS S1 号 B47 項(b)において対応されたと考えられる。
7. また、前述の第5項(3)のうち、相互参照により含められる情報が記載されている報告書の入手方法については、IFRS S1 号 B47 項(a)において対応されたと考えられる。さらに、前述の第5項(3)のうち、その他については、相互参照により含められる情報がサステナビリティ関連財務開示の一部となり（IFRS S1 号 B46 項）、したがって、相互参照により含められる情報に対し、IFRS サステナビリティ開示基準の要求事項に準拠することが求められること（IFRS S1 号 B46 項）や、サステナビリティ関連財務開示と同じ条件で同時に利用可能であることが求められること（IFRS S1 号 B45 項(a)）が明示されたため、当委員会の懸念は解消されたと考えられる。

## 事務局による分析

### （法令との関係）

8. 当委員会は、金融商品取引法上の法定書類である有価証券報告書において提供されるサステナビリティ関連財務開示を念頭に置きつつも、これに限らず、例えば、金融商品取引法以外の法令によりサステナビリティ関連財務開示の開示が求められる場合や、非上場会社や上場準備会社などが、任意でサステナビリティ関連財務開示を作成する場合にも適用可能な基準を開発する方針としている。このため、相互参照に関する定めを日本版 S1 基準に取り入れることが考えられる。
9. 一方、金融商品取引法上の法定書類である有価証券報告書では、「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下「開示府令」という。）において開示すべき内容が定められているが、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」5-16-4 では、開示府令において開示が求められている記載事項の一部について、当該記載事項を補完する詳細な情報であれば、企業が公表した他の書類を参照することが認められているものの、開示府令において開示が求められている記載事項そのものに関しては、他の書類を参照することは認められていない。
10. IFRS S1 号では、相互参照に関して、法令との関係が特段定められていないが、前項のような場合があることが考えられるため、日本版 S1 基準においては、相互参照を認める条件に、法令において相互参照が禁止されていない場合を追加することが考えられるがどうか。

**(中核となる媒体)**

11. 当委員会は、サステナビリティ関連財務開示の理解可能性を高め、情報の利用可能性を向上させるためには、中核となる媒体が必要であり、また、どのような情報について相互参照により含めることを認め、どのような情報を参照元を含めるべきかについて、基準上明示すべきであるとコメントしている（前述の第5項(1)及び(2)③）。一方で、確定した IFRS S1 号では、これらについては明示的に定めていない。
12. ここで、IFRS S1 号では、相互参照を認める場合の条件として、次の3つを掲げている。
  - (1) 相互参照される情報が、サステナビリティ関連財務開示と同じ条件で同時に利用可能である（IFRS S1 号 B45 項(a)）。
  - (2) 完全な1組のサステナビリティ関連財務開示が、相互参照により情報を含めることによって理解が難しくならない（IFRS S1 号 B45 項(b)）。
  - (3) 相互参照により含まれる情報は、完全な1組のサステナビリティ関連財務開示の一部となり、「IFRS サステナビリティ開示基準」の要求事項に準拠しなければならない（IFRS S1 号 B46 項）。
13. しかしながら、これらをすべて満たすには一定程度困難が伴うと考えられ、あえて中核となる媒体の考え方を導入しなくとも、相互参照により含められる情報は限定され、結果として、中核となる媒体は明らかになる可能性があると考えられる。
14. このため、日本版 S1 基準においては、中核となる媒体について特段定めたり、どのような情報について相互参照により含めることを認め、どのような情報を参照元を含めるべきかについて明示したりしないことが考えられるがどうか。

**(同じ条件で同時に利用可能である)**

15. 当委員会は、「同じ条件で同時に利用可能である」という要件について、明確化が必要であるとコメントしている（前述の第5項(2)②参照）。
16. ここで、相互参照される情報は、関連する財務諸表に記載される情報であることが多いと考えられるものの、当委員会が開発するサステナビリティ開示基準を適用する場合、第18回サステナビリティ基準委員会（2023年8月3日開催）<sup>1</sup>において検討したように、サステナビリティ関連財務開示は、原則として、関連する財務諸表とあわせて開示しな

---

<sup>1</sup> 第18回サステナビリティ基準委員会の審議事項 A1-9「報告のタイミング」及び審議事項 A1-10「情報の記載場所」を参照。

ければならない。

17. このため、関連する財務諸表に含まれる情報を相互参照によりサステナビリティ関連財務開示に含める場合には、「同じ条件で同時に利用可能である」について明確にしなくても、基本的には大きな問題にはならないと考えられる。
18. 一方、財務諸表以外の報告書に含まれる情報を相互参照により含める場合も考えられるものの、前述の第 13 項において検討したとおり、相互参照により含められる情報は限定されると考えられるため、「同じ条件で同時に利用可能である」について明確にしなくても、問題になる可能性は低いと考えられる。
19. したがって、日本版 S1 基準において、「同じ条件で同時に利用可能である」を明確化しないことが考えられるがどうか。

#### **(事務局による提案)**

20. 日本版 S1 基準において、IFRS S1 号の定めを取り入れ、次のことを定める（ただし、下線部は IFRS S1 号に追加する）ことが考えられるがどうか。
  - (1) 当委員会が公表するサステナビリティ開示基準で要求される情報は、法令においてそのようにすることが禁止されておらず、かつ、次のすべての条件を満たす場合、企業が公表した他の報告書との相互参照によりサステナビリティ関連財務開示に含めることができる。
    - ① 相互参照により含められる情報が、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準の定めに準拠している。
    - ② 相互参照により含められる情報が、サステナビリティ関連財務開示と同じ条件で同時に利用可能である。
    - ③ 完全な 1 組のサステナビリティ関連財務開示が、相互参照により情報を含めることによって理解が難しくならない。
  - (2) 一般目的財務報告書を承認する機関又は個人は、相互参照により含められる情報について、直接含められる情報と同じ責任を負う。
  - (3) 当委員会が公表するサステナビリティ開示基準で要求される情報が、相互参照によりサステナビリティ関連財務開示に含められる場合、サステナビリティ関連財務開示において、当該情報が記載されている報告書を明瞭に識別し、当該報告書の入手方法を説明しなければならない。また、相互参照は、当該報告書の正確に特定された部分に対して行われなければならない。



**文案**

21. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。

(HP では非公表)

**ディスカッション・ポイント**

- ① 日本版 S1 基準において次のことを定めるという事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
- (1) 当委員会が公表するサステナビリティ開示基準で要求される情報は、法令においてそのようにすることが禁止されておらず、かつ、次のすべての条件を満たす場合、企業が公表した他の報告書との相互参照によりサステナビリティ関連財務開示に含めることができる。
    - ア 相互参照により含められる情報が、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準の定めに準拠している。
    - イ 相互参照により含められる情報が、サステナビリティ関連財務開示と同じ条件で同時に利用可能である。
    - ウ 完全な 1 組のサステナビリティ関連財務開示が、相互参照により情報を含めることによって理解が難しくならない。
  - (2) 一般目的財務報告書を承認する機関又は個人は、相互参照により含められる情報について、直接含められる情報と同じ責任を負う。
  - (3) 当委員会が公表するサステナビリティ開示基準で要求される情報が、相互参照によりサステナビリティ関連財務開示に含められる場合、サステナビリティ関連財務開示において、当該情報が記載されている報告書を明瞭に識別し、当該報告書の入手方法を説明しなければならない。また、相互参照は、当該報告書の正確に特定された部分に対して行われなければならない。
- ② 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上